

報告テーマ

「移転価格税制における無形資産の認識と評価－価値はどこで創造されるのか－」

1. 本報告が取り扱う移転価格税制執行上の場面

無形資産をどのように評価するかは、移転価格税制執行上の難問の一つである。この問題は、①無形資産（特許権、商標権等）自体が関連者（親子会社、兄弟会社等）の間で移転される場合の当該無形資産の評価、②無形資産の使用許諾が関連者間で行われる場合の適正な使用料の算定、③関連者間取引において利益分割法（PS）を適用する場合のそれぞれの当事者が有する無形資産の価値の評価、の三つの場面に分けられる。本報告では③の場面を取り上げる。なお、③は、②の問題解決の前提として取り扱われることも多い。

2. 利益分割法の適用場面における「無形資産」の評価の問題

独立企業間価格の算定方法としては、独立価格比準法（CUP）、再販売価格基準法（RP）、原価基準法（CP）、取引単位営業利益法（TNMM）があるが、いずれも比較対象企業の財務データが必要である。これに対し、利益分割法（PS）は原則として他社の財務データを必要としないため、実務上はこの方法が用いられることも多い（他社の財務データを必要としない方法としては、他にディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF）があり、この方法は主として上記①の場面で用いられる。）。

利益分割法の典型的な適用事例は、高収益をもたらす製品 G を製造する親会社 P と、その製品を外国で販売する子会社 S があり、P と S との間での製品 G の独立企業間価格を算定する必要があるが、適当な比較対象企業がみつからない場合である。このような事例では、利益分割法を用いざるを得ない。利益分割法の下では、P と S の利益が合算され、その合算利益が、例えば、P が有する製造無形資産（Manufacturing Intangibles）と S が有するマーケット無形資産（Marketing Intangibles）の価値に応じて分割されることになる。この場合、製造無形資産の価値は P 社の研究開発費の額を、また、マーケット無形資産の価値は S 社の広告宣伝費の額を、それぞれ基礎として算定されることが多い。これは、超過収益が生じるのはそこに何らかの「無形資産」があるからであり、関連企業の利益はその無形資産の価値に応じて按分されるべきであるという考え方に基づく。しかし、そこにいう「無形資産」は、会計上認識されるものではなく、あくまでも独立企業間価格の算定のためだけに認識・評価されるものである。

報告者の問題意識は、この場面で用いられる無形資産概念の、いわば「虚構性」（法的にも会計的にも認識されていない無形資産を税務計算上便宜的に認識することの危うさ）である。税務当局が無形資産を「ある」と認識するか「ない」と認識するかで、利益按分の結果は大きく異なることになるが、その認識と評価が客観的・合理的に行われ得るのか、という疑問でもある。無形資産の価値は、本来は、その無形資産から生じる収益期待から算定されるのであるから、関連企業間に按分されるべき収益を算出するために無形資産の

価値を決定するという判断順序自体に無理があると考えられる。このような問題意識の下に、米国の 1988 年移転価格白書、同白書を受けた米国財務省規則、我が国の租税特別措置法、OECD 移転価格ガイドライン等を確認し、また、最近の裁判例として日本ガイシ事件（東京地裁令和 2 年 11 月 26 日判決）、Coca-Cola 事件（U.S. Tax Court, Nov. 18, 2020）等も参照しつつ、無形資産の認識と評価に当たっての問題点を再整理する。

3. EU の CCCTB 提案及び OECD の Pillar 1 提案との比較

移転価格税制における利益分割法とは異なる利益按分手法として、(i) EU で提案されている共通連結法人課税ベース（CCCTB）が用いる方法（各国における売上、労務及び資産の 3 要素による按分）、(ii) 米国の各州の法人税法が採用する方法（各州における売上、労務等の単独又は複数の要素による按分）、(iii) 2021 年の OECD Pillar 1 提案が提唱する方法（一定の売上規模と利益水準を満たす企業グループの利益の一定部分につき、各国における売上による按分）があり、これらの方法の背後にある考え方との比較も行いたい。

移転価格税制は、同一の企業グループに属する二つの関連企業（ともにそれぞれの国に実体＝固定的な施設と従業員を持つことを前提としている。）の間の所得配分手法として発展した制度である。利益分割法（特にそのうちの残余利益分割法）を用いる場合には、前述のとおり、それらの企業が超過収益を得ているのは他の企業グループにない無形資産を有しているからであるとの前提の下に、それぞれの企業が有する無形資産の価値を測定することとなる（もしもどちらか一方の企業だけが無形資産を有しているのであれば、利益分割法ではなく TNMM が用いられる。）。

これに対し、EU の CCCTB 提案は、関連企業が有する無形資産を原則として考慮せず、売上、労務、資産の 3 要素によって関連企業間の利益を按分しようとするものである。CCCTB 提案が無形資産を按分要素から除外しているのは、無形資産の価値が測定不能であるためである。なお、CCCTB 提案では、企業利益の発生要因を数値的に分析することは不可能であり、上記の 3 要素は政治的な決断であることを明確に述べている。

さらに、2021 年 10 月に大筋で合意された OECD Pillar 1 提案によれば、一定の売上規模と利益水準を満たす企業グループの利益の一定部分については、関係国に物理的な実体ある企業（その国で設立された法人又は恒久的施設（PE））が存在するか否かを問わず、インターネット等を通じての売上がある国で所得として申告されるべきとされた。ここでは、所得とは物理的な実体ある企業に帰属するものであるという、移転価格税制と CCCTB に共通する伝統的な概念が覆されている。他方、売上が利益の源（少なくともその一つ）であるとする点では、CCCTB と Pillar 1 提案はその認識を同じくしている。

4. 本報告での考察と検討

本報告では、上記のような、無形資産の評価に当たっての問題点及び最近における国家間所得按分ルールに関する議論の進展を踏まえ、価値が創造される場所はどこであるのか、そして移転価格税制における利益分割法の適用（無形資産及び考慮されるべきその他の按分要素の認識・評価のあり方）がどうあるべきかについて、考察・検討を行いたい。